

平成 22 年 9 月 22 日

公民館運営審議会長
会長 大 島 眞 之 殿

公民館長 相 原 昇

諮問事項について

標記の件について、以下により諮問します。

1 諮問事項

西東京市公民館の事業評価のあり方について

2 諮問の理由

平成 20 年の社会教育法改正にあたって、第 32 条に「運営の状況に関する評価等」の条文が設けられました。公民館が運営の評価、改善に努めることが義務付けられています。また、西東京市の教育機関でいえば、小中学校が平成 21 年度から外部評価の本格実施を開始、図書館も平成 22 年度から事業評価をスタートしています。公民館も、平成 20 年「公民館事業の見直しについて」で、独自の事業評価の開発が課題であるとしています。

公民館の評価については、対象の事項として

- ① 学級、講座
- ② 施設管理
- ③ 窓口業務
- ④ 長期的視点での人づくり

が考えられます。

また、評価方法として、職員による自己評価、利用者による評価、外部評価委員による評価があり、それらを組み合わせることによって全体的で客観的な評価になると考えます。

そうした点をふまえて、西東京市公民館の事業評価について、その仕組みがどうあるべきか、基本的な考え方を諮問するものです。

3 答申の期限

今任期中